

## 第1回 天草市特別職報酬等審議会 会議録

○日時 令和6年8月28日（水） 午後1時30分～午後3時30分

○場所 天草市役所本庁舎 2階 庁議室

○出席者 ・馬場市長（諮問終了後に退席）

・委員 8人

金子委員、中川委員、船場委員、野上委員、田中委員、吉田委員、  
山下委員、林委員

・事務局 5人

草積総務部長、村上総務課長、奥山課長補佐、石田係長、小川参事

○欠席者 なし

### 1 委嘱状交付

市長から各委員に交付

### 2 市長あいさつ

審議会委員をお引き受けいただき、感謝申し上げます。

現在の特別職の報酬、給料の額は、平成18年の天草市発足時に決定して以来、改定を行わずに現在に至っている。

「据え置く」ことが適当であるとの答申をいただいた前回の審議会の開催から、5年が経過した今、この間の社会経済情勢や本市を含めた地方自治体を取り巻く状況の変化などを幅広く総合的に勘案いただき、現在の特別職の報酬、給料の額が適正であるのか、あらためて審議をお願いしたい。

特別職の報酬や給料については、市民の関心も非常に高いものと認識している。

皆様には、それぞれが持つ知見に加え、第三者機関として、市民感覚を踏まえて審議いただき、答申をいただければと考えている。

大変なご負担をおかけするが、よろしく願います。

### 3 自己紹介

【委員名簿】の順に自己紹介

### 4 会長選出

委員の互選により、山下委員を選出

### 5 諮問

市長が会長に対し、諮問書を交付

## 6 会長あいさつ

天草市長をはじめ特別職の報酬等の額を決めるという本審議会の役割は大きい。自身の責任を重く感じている。皆さんの忌憚のないご意見を聴きながら進めていきたい。

皆さんの協力をお願いします。

## 7 職務代理者の指名

山下会長が、野上委員を職務代理者に指名

## 8 議事

### (1) 天草市特別職報酬等審議会の運営について

【資料】天草市特別職報酬等審議会の運営について（案）に基づき、会議の公開・非公開、会議録の作成、会議資料・会議録の公開、欠席の場合の取扱いについて、審議資料のとおり承認した。

### (2) 議会議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について

- ① 審議会で審議する事項及び審議から報酬等改定までの流れについて事務局から説明
- ② 配布資料について事務局から説明
- ③ 質疑応答及び意見交換

#### (会長)

説明いただいた内容について、委員皆さんからご質問やご意見をいただきたいが、資料が多いため、項目別に審議していきたい。

まず、【資料1】から【資料3】（1ページから17ページ）の条例について、何か意見等はないか。

#### (会長)

次に、【資料4】から【資料5】（18ページから23ページ）の過去の協議事項について、何か意見等ないか。

#### (会長)

次に、【資料6】から【資料9】（24ページから61ページ）の特別職の活動状況について、何か意見等はないか。

#### (委員)

議員報酬については、議会費から支出されると思うが、議会費の占める割合や議会費の推移など他市との比較があると参考になるのでは。

#### (事務局)

次回の会議で資料として準備したい。

#### (委員)

議員26名の中で議員専業として活動している割合はどうなっているか。

#### (事務局)

議員の専業については、議会事務局に確認させていただき、次回の会議で報告させ

ていただきたい。

(委員)

実態としては兼業されている方が多いのか。

(事務局)

数的には兼業の方が多く、専業の方は少ないというのが現状であると思う。

(委員)

【資料 8】(27 ページ) の天草市議会の会議等の開催状況であるが、実態としてはどのくらい出席されているのか。

例えば、令和 5 年 3 月定例会の会期日数は 26 日とあるが、これは 26 日全期間に議員が出席されるという見方でいいのか。

(事務局)

- ・令和 5 年 3 月定例会では、2 月 20 日から 3 月 17 日までの 26 日間が会期中である。その会期中に本会議に 6 日出席したということになる。
- ・本会議のほかに、総務政策委員会、市民生活委員会、建設経済委員会、教育厚生委員会の 4 つの委員会のいずれかに各議員が割り振られているため、出席している。
- ・予算決算委員会には、全ての議員が出席している。
- ・その他に、議会運営委員会や議会改革調査特別委員会にも出席している。

(委員)

予算決算委員会が 13 日の開催日数とあるのは、年間で 13 日であるか。

(事務局)

年間 13 日である。基本的に一回の会期中に予算決算委員会は 1 日であるが、当初予算を審議する会期では 4 日ほど開催されている。

(委員)

月に 10 日程度しか会議に出席しないということか。

(事務局)

会期中はそのようになる。

(事務局)

【資料 8】(27 ページ) で補足をすると、会期中に出席するのは、本会議や各委員会であるが、会期とは関係なく必要に応じて出席する全員協議会、広報広聴委員会などもある。全員協議会は全議員が出席され、各委員会は所轄の議員が出席している。本会議以外にもこのような協議等の場に出席している状況である。

(委員)

会議等に出席する場合は、交通費等は支給されるのか。

(事務局)

費用弁償として支給されている。

(委員)

【資料 1】(1 ページ) 天草市特別職報酬等審議会条例の第 2 条で「市長は条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見

を聴くものとする」と記載されている。今回、報酬等の金額について、金額を変更した方がいいのではとの考えや条例改正を提案しようという市長の意向があつて、審議会に意見を求めているのか。

(事務局)

そのようなことではなく、令和元年度に開催した本審議会の答申において、4年に1回程度は審議いただくこととなったため、本年度に開催することとなった。

委員皆さんからのご意見をいただいてこの審議会で決定していただくということになる。

(委員)

前回(令和元年度)の答申の時に4年に1回程度は審議会の開催を検討しようということでは他意はない。

(委員)

4年に1回ではなく5年になった理由は。

(事務局)

基本的に4年に1回は開催する予定であったが、【資料9】(28ページから61ページ)の報告書のとおり、議員定数について議会で審議されたため、その結果を踏まえて、今年度で開催することとなった。

(委員)

議員報酬について、総務政策委員会など各委員会への出席手当は別に支給されるのか。

(事務局)

費用弁償であり、出席手当は支給されない。

(委員)

政務活動費月額3万円は、議員報酬とは別に支給されていると思うが、政務活動費の額の改定はないのか。

(事務局)

政務活動費については、一旦年額36万円を年度当初に支払いし、年度末に精算して、不用額は返金してもらう。改定等はない。

(委員)

前回(令和元年度)の審議会でも資料をもとに審議している。資料だけでどう考えればいいのか。妥当性はどこにあるのか。

(会長)

今回の資料についても前回(令和元年度)の審議会を参考に作成されているため、本資料をもとに審議いただきたい。

(委員)

【資料11】(63ページ)の市町村民所得の推移について、この市町村民所得は市民個人の所得・収入を表すものではないとの説明があつたが、おそらく雇用者の報酬、財産所得、企業所得を足したものを人口で割っている。そのため、市町村経済の規模を表す水準としては評価できるが、果たして市民の豊かさの指標としてはどう

なのか。

市民の豊かさの指標としては、人口1人当たりの家計所得が好ましいのでは。家計所得とは、雇用者の報酬、財産所得、社会保障給付費、年金などで構成されており、それを人口で割ったものである。

(会長)

家計所得について、次回の審議会まで調べてもらうことは可能であるか。

(委員)

前回(令和元年度)の審議会では、家計所得の資料は提出されている。

(事務局)

前回(令和元年度)は資料として提出しているため、再度確認したい。

(委員)

【資料9】(43ページ)。天草市の現況に令和2年の人口と世帯数が掲載されているが、天草市ホームページでは、令和3年7月の人口は7万2354人、世帯数は3万6074世帯である。この【資料9】の数字は誤りではないか。

(事務局)

【資料9】(43ページ)の人口と世帯数は、国勢調査の数字となっているため、天草市ホームページに掲載されている住民基本台帳の人口と世帯数とは異なっている。

(委員)

住民基本台帳と国勢調査の人口は3000~4000人ほど差異がある。

(委員)

【資料17】(69ページ)の人口は、令和5年4月1日現在で7万4089人、世帯数が3万6088世帯である。

(会長)

これまで資料を順番に審議してきたが、全体を通しての意見でも結構である。

(委員)

【資料14】(66ページ)では、令和6年の国家公務員の人事院の勧告率は、2.76%であり、初任給が大卒と高卒で大幅に増額となる。公務員の人材確保の意味で若年層に重点を置いて調整していくと思うが、若年層以外の給料を見直すことはできないのではないか。

逆に、天草地域の中小企業の実態として、初任給で22万円を支払うことは経営側として正直厳しいものがある。なおかつ、天草地域の企業・事業者では、物価高の中で原材料費が上がる一方で、利益については維持または減少が大半では。以前にも増して国と地方の格差が開くのではないか。

議員や市長には、さらに天草を売り込んで発信をお願いしたい。そのためには給料も上げる必要があると思うが、難しいところではある。

(委員)

TSMCの影響で熊本市等でも、相当給料が上がってきている。厳しい状況であるが人材確保のためにも天草でも給料を上げていく必要がある。

(委員)

- ・天草市職員の削減により人件費を減少したり、出張所業務を郵便局に委託し縮小している中で、議員報酬を上げることはどうなのかと感じる。
- ・市長は、市民ふれあい座談会を年1回開催して各地域を回り、市政の説明をしているが、議員が自ら中心となり、ふれあい座談会を開催するという事は、私が居住する地域では1回もない。議員が実際にどのような活動をしているか不明である。
- ・各地域に1人ずつ議員は必要であるとの意見もあるが、現在は地区振興会長や区長等が住民の意見を吸い上げる役割を担う仕組みができています。
- ・私の議員の理想像は、大きな視野で天草市全体を考えていることが1番である。天草市が現在どのような政策をすべきか提言し、市長が誤った方向に導くときは引き戻し、良い方向に導くときは団結することが議員の役割ではないか。
- ・【資料17】(69ページ)の県下14市の財政指標値の比較において、財政力指数0.28は下位から2番目、実質公債費9.7%も下位から5番目である。この低い財政力で、議員報酬を上げるのか。他県の状況は関係ない。

(事務局)

財政力指数0.28は一般的に低い数字である。しかし、日本全体どの自治体も平等に行政サービスが受けられるよう不足分は、国から地方交付税が交付される。自主財源は少ないが、不足分をカバーする仕組みができています。

東京都内など自主財源が大きい自治体は、国からの交付はない。地方など自主財源や企業が少ない自治体は、国が補填する形で、日本全体どちらに居住しても同様の行政サービスができるよう財政的に担保されている。財政力指数だけを切り取ると天草市は低いが、国がカバーしてくれている。

(委員)

自主財源が少なくても地方交付税が交付されるため大丈夫であるとのことだが、国はいつまで続けるのか。自主財源が上がるような努力が必要である。

(事務局)

大丈夫であるということではない。財政力指数が0.28と低いが、補填として国がカバーしてくれているということである。

(委員)

国頼みではないか。

(委員)

- ・市長の給料については、熊本市を除くと平成18年から上がっていない。八代市は上がっているが、以前、下げた分を戻しただけである。そのため、給料を上げる必要性がどこにあるのか分からない。行政に詳しい人によると、市長の仕事はこれまでと比較し増えていないとのことであった。
- ・議員報酬については、市民に問う中で、報酬を上げるべきとの意見は一人もいない。
- ・【資料9】(33ページ)に「合併以降20年近く据え置きが続いており、議員の

役割と責任を考慮すると、その報酬は見直すべき時期に来ていると考える。」「議員のなり手不足が課題となっている中で、行政改革に挑む若手議員を増やすためにも生活できる議員報酬にすべきと考える。」と記載があるが、議員報酬というのは生活給ではないのでは。1年間のうち、土日を除き300日ほど天草市のことを考えてくれる議員であれば生活給で良いと思う。しかし、議員との意見交換会では、この3・4年に天草市に政策提言したことがあるかとの質問に対して、あると回答した議員は1人だけであった。

- ・ 議会の一般質問を見ていると、天草市の議員は各地域の代表であるが、天草市の10年後、50年後を語る議員がいるのか。
- ・ 本審議会では、議員定数に関する権限はないが、議員報酬が低いとのことであれば、議員定数を思い切って削減すべきでは。議員定数を22名にして、現在の26名の報酬金額を22名で割ると41万1000円となり、八代市の報酬金額と同程度となる。なぜ、そのようなことを行わないのか。そのため、現状の議員定数のままであるなら議員報酬も据え置くという思いである。

(委員)

本審議会では審議する対象は、議員報酬であり、議員定数の審議はないということか。

(事務局)

本審議会では議員報酬だけを審議していただくことになる。

(会長)

この場では議員定数は決められない。ただ、意見としては出すことはできるのでは。

(事務局)

意見として出すことはできる。

(委員)

前回の市議会議員選挙時に定員26名に対して32名の立候補者があり、近年稀にみる立候補者数であった。必ずしもなり手不足ではなく、現在の議員に飽き足らず、議員に挑戦したいという人材が増えたのでは。議員報酬が理由でなり手不足ということではないのでは。

(委員)

議員定数は別で協議していただきたいが、現在、最低賃金も上がってきており、企業も苦勞して上げてきているため、特別職の報酬等も上げていく必要がある。市が下げると民間も下げていくため、天草の経済が衰退していくのでは。徐々にお互いが上げていき、天草全体の給料を上げていく必要があるのではないか。

(委員)

この18年、本市の特別職の報酬等は据え置きである。他県と比較はできないが、県内で上げている市は少ない状況である。

このような状況で、市民の豊かさがどのように変わってきているのか。恐らく物価上昇分ほどしか上がっておらず、市民の豊かさは変わっていない。そうであると天草

市の自主財源を増額させるために議員は政策提言しているのかどうか。ここが一番の争点となる。そのため、現状やこれまでの実績から考えると議員報酬を引き上げるのはどうかと思う。

(委員)

企業は、社員の給料を上げ、その分頑張ってもらおうという考えがある。議員も報酬を上げる分の仕事をしてくれるのか。現状では、そのような議員は少ないのではないか。

(委員)

市長の給料や議員報酬を下げ、職員の給料だけを上げるわけにはいかない。市長の給料や議員報酬を上げ、職員の給料も上がり、さらに天草全体の企業の給料が上がることで天草の商店街も潤うのではないか。反対に下げること悪循環になるのではないか。

(委員)

職員の給料は、人事院勧告により変動するため、特別職とは考え方が違うのでは。

(委員)

6月議会の一般質問では、議員が視察研修してきた内容を天草市の子育てや福祉の事業において実施できないかなどの研修報告的意見や、御所浦町に関しては、何人も議員が同様の意見を述べていた。本当に10年先の天草の未来を見ていないと感じた。

(委員)

現在の議員に政策提言権があるのかどうか。あるとは聞いているが、政策提言したとの話を聞いたことがない。以前、議員を辞めた方から聞いたが、議員は行政の監視役や点検役であり、政策提言役ではないとのことであった。議員も政策提言することはあるのか。

(事務局)

政策提言をすることはできる。また、政策提言ではなく、一般質問として市に対して提案することもできる。

(委員)

そのための二元代表制であるのでは。

(委員)

政策提言を行う議員だけ報酬を上げるということも考えられるのでは。

(委員)

正しい仕事をしていただくと議員報酬は上げることができる。

(委員)

現状では1年目の議員も20年目の議員も議員報酬は同額では。

(事務局)

同額である。

(委員)

今回の天草広域連合における新ごみ処理施設計画の問題においても、連合長の市長

に対して辞職の要求があったが、議決した議会にも責任があるのでは。今回の経緯において途中で止めることはできたのではないか。例えば、福山市の施設建設ができないと判明した時点で議員にも情報が入っているはず。当然、連合長である市長に一番大きな責任はあるが、止めることができなかった議員は何をしているのかと感じている。

(委員)

議員の質に問題があるのではないか。

(委員)

チェック機能が働いていないということでは。

(委員)

そのチェックを議員は行う必要がある。

(委員)

市民が豊かさを感じていないため、なぜ金額を上げるべきなのかという議論となる。

(委員)

市民の豊かさとはなにか。ただ単に帳面上で利益を出すことが良いということではないのでは。

(委員)

市長の仕事量は増えていないとのことであるが、社会経済情勢では給料は上がっているため、市長の給料は若干上げることはできないかと思う。

(会長)

本日は、金額の決定は行わず、次回の審議会で見解をいただき決定していきたい。本日の資料説明や各委員の意見を聞き、次回までに各委員の意見を整理していきたい。

(委員)

特別職の期末手当の額の算出根拠はあるのか。

(事務局)

人事院勧告に準じて特別職の期末手当は支給している。

(委員)

期末手当の一般職員の率と特別職の率は同じか。

(事務局)

同じではない。人事院勧告で一般職と特別職それぞれ率が出ている。

(委員)

今回の人事院勧告において、期末手当の率は上がっているのか。

(事務局)

0.1月分引上げとなっている。

(委員)

特別職も反映されるということになるのか。

(事務局)

同様に引上げる方向で検討していくことになる。

(会長)

まだ、意見はあるかと思うが、本日の審議はこれで終了する。

委員より資料の提出について意見があったため、事務局においては準備をお願いしたい。

(事務局)

要望のあった追加資料と本日の会議録は事務局で整理をした後、後日送付する。

・・・次回会議の日程は、別途調整することに決定・・・